資料７

監　事　監　査　報　告　書

令和５年５月１２日

学校法人　渡　辺　学　園
　理　　事　　会　　御　中
　評　議　員　会　　御　中

学校法人　渡　辺　学　園

監　事　　長　田　　紀久子

監　事　　奥　山　　弘　幸

私たち監事は、私立学校法第３７条第３項及び渡辺学園寄附行為第１１条の規定に基づき、令和４年度（令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで）の学校法人渡辺学園の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果につき下記の通り報告いたします。

１．監査方法の概要

理事会及び評議員会等の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本法人が設置する学校等の業務及び財産の状況を調査しました。また会計監査人（ＳＫ東京監査法人）及び内部監査室と連携を図り、監査結果の検討を行いました。

２．監査の結果

(1)　本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関する不正の行為はなく、また法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実もないものと認めます。

(2)　計算書類等は会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

３．その他所見

従前より、収支不均衡部門の改善、抜本的な経費の見直し等、財務改革に真摯取り組まれ、一定の成果を得られたことを評価します。しかしながら女子学園をめぐる経営環境は急速に厳しさを増しており、できるだけ早期の目標達成を期待します。

また、教育については、授業改善に向けた知見を大学全体で共有する等、教育力の強化・向上に向けて組織的な取組みを実施されています。これらの取組みが、今後本学教育の社会的評価を更に高めることを期待します。

以　上